官報

発行　内閣府　（原稿作成　国立印刷局）

政府調達公告版

目次

入札公告
入札公告　1
入札公告（建設工事）　22

入札公示
公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示　37

資格
競争参加者の資格に関する公示　38

調達予定
国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第５条第１項第１号（同令第７条第１項により準用する場合を含む）の規定による公示　41

招請
意見招請に関する公示　42

随意契約
随意契約に関する公示　42

落札
落札者等の公示　44

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年７月31日
支出負担行為担当官
中国財務局総務部長　村上　勝彦

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　34

１　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　公務員宿舎津島住宅13号棟(仮称)整備事業
⑶　事業場所　岡山県岡山市北区いずみ町１―21外
⑷　事業内容　ＰＦＩ方式による公務員宿舎の設計、建設及び維持管理事業
⑸　事業期間　契約締結日から令和17年３月31日まで

２　競争に参加する者に必要な資格
⑴　入札参加者の構成等
イ　入札参加者は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
ロ　入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国との対応窓口となること。
ハ　落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び建設業務を行う構成員は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけない。

⑵　入札参加者の参加要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。
イ　財務省中国財務局支出負担行為担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省中国財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
ロ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
ハ　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
ニ　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
ホ　財務省中国財務局が本事業について、アドバイザリー業務を委託したランドブレイン株式会社及びランドブレイン株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある弁護士法人シリウス総合法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
㈱「資本面において関連がある者」とは、当該会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう（ト及び⑶において同じ）。
ヘ　入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
チ　ＰＦＩ法第９条の欠格事由に該当する者でないこと。

⑶　入札参加者の資格等要件　入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれイ並びに各業務に応じロ、ハ、ニ又はホの要件を満たすこと。
なお、ロ、ハ、ニ及びホのうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、工事監理業務と建設業務を同一の企業が兼ねることはできない。
また、建設業務を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことができない。
イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。
ロ　設計に当たる者は次の要件を満たすこと。
なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。
㈠　令和７・８年度財務省中国地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
㈡　次のＡからＣに該当する建築物の設計実績が平成27年度以降においてあること（一つの建物でＡからＣの条件を満たす必要がある）。
Ａ　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
Ｂ　建築基準法別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。
Ｃ　地階を除く階数が９以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。